

議第 3 号

刈谷田川土地改良区 用排水システム再編積立計画  
(案)

令和 3 年 3 月 総代会 議決  
刈谷田川土地改良区

1 積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 積立計画の内容

(1) 積立期間

令和 3 年度から令和 1 5 年度まで（1 3 年間）

(2) 積立総額

9 9 3, 2 4 9 千円

(3) 積立期間中の毎期の積立額

7 6, 4 0 4 千円を限度として積み立てるものとする。

3 施設更新事業等の概要

本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額及び工事の予定時期は、次のとおりである。

(1) 施設更新事業等に係る対象施設

国営施設及び国営関連施設

(2) 費用の概算額及び自己負担予定額

費用の概算額 3 0, 0 0 0, 0 0 0 千円

自己負担予定額 2, 5 8 1, 0 0 0 千円

(3) 工事の予定時期

令和 8 年から令和 1 5 年

4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立期間である令和3年度から令和15年度までの毎年度は、積立てを行う前年度と比較し、毎年度76,404千円の積立額の増となる。

なお、施設更新事業等が国営（県営）事業により実施されることを想定しており、令和16年度から令和23年度までの毎年度は、171,378千円の積立金の取崩しを行う予定である。

5 積立額の算定方法

地域整備方向検討調査「刈谷田川地域」による。

6 その他

- (1) 本積立計画を変更する場合には、総代会の承認を得なければならない。
- (2) 積立金の管理のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

附則

令和3年3月26日総代会議決  
この積立計画は、令和3年度から施行する。

(参考) 地域整備方向検討調査「刈谷田川地域」

令和3年3月26日 提出

刈谷田川土地改良区  
理事長 河村 則夫